

公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき住民等から述べられた意見に対して、同条例第 11 条第 1 項の規定に基づき届出者から述べられた見解の概要を、同条第 2 項の規定により次のとおり公告するとともに、この見解書の写しをこの公告の日から 2 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

令和元年 6 月 28 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所

稲葉 卓二

静岡市葵区鷹匠二丁目 8-3-1420

2 商業施設の名称及び所在地

（仮称）クリエイト S・D 清水北脇店

静岡市清水区北脇 232

3 意見に係る届出

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出

4 縦覧の場所、期間及び時間

（1）縦覧の場所

① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町 6 番 8 号（清水庁舎））

② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町 5 番 1 号（葵区役所））

③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号（駿河区役所））

（2）縦覧の期間

令和元年 6 月 28 日から令和元年 7 月 12 日まで

（3）縦覧の時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（閉庁日及び執務時間外を除く）

5 意見に対する見解の概要

意見	意見に対する見解
<p>今般弊社隣接地に於いて店舗開発行為が施行されることをお聞きしました。隣地及び弊社の土地は国道一号線より大凡 80cm 程低く、雨が強く降るたび隣地及び周辺道路からの雨水が弊社敷地内に流れ込んでおります。</p> <p>その原因は種々あるものの、弊社と隣地間の道路設置の側溝の排水処理ができていないことが大きな要因と思われます。</p> <p>また、今般の開発行為により隣地敷地の嵩上げ等があった場合、隣地よりの雨水が加わることにより、排水溝の雨水処理能力を越し、弊社敷地への影響は大きいものと予測されます。</p> <p>つきましては、隣地開発行為施工に伴う対応を要請申し上げます。</p>	<p>雨水処理については、静岡市と協議を行い、東側及び北側の乗入れ口には雨水流出を防ぐ横断グレーチング側溝を設置する計画です。</p> <p>乗入れ以外の部分についても立上り見切り等により雨水流出の防止に努めます。</p>